

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、令和二年十一月二十七日第五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和五年六月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

	第三号	取消番号
第一項第四号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消しに係る道路の種類
十九日	令和五年六月	年月日
埼玉県朝霞市根岸台二丁目七百三番三及び千百五十六番一の各一部	指定の取消しに係る道路の位置	指定の取消しに係る道路の位置
五十・二四	(単位メートル)	指定の取消しに係る道路の延長
六・〇	(単位メートル)	指定の取消しに係る道路の幅員